

岡山市建築工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市が発注する建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。以下同じ。）において建設現場における労働環境改善のため、週休2日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

5 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

6 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

7 「月単位（全ての月を対象）の週休2日の達成」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡山市が発注する建築工事の中から発注者が選定するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

- (1) 緊急修繕等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 請負代金額が400万円以下の工事
- (4) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書に週休2日工事の対象工事である

旨を明記するものとし、「岡山市建築工事における週休２日工事特記仕様書」を添付するものとする。

(実施方法)

第４条 週休２日工事の実施に当たっては、別に定める岡山市建築工事における週休２日工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第５条 発注時に通期の週休２日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとする。

２ 月単位の週休２日の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を月単位の週休２日の達成をした場合の補正係数に変更するものとし、通期の週休２日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

３ 積算方法及び補正係数は別添１「岡山市建築工事における週休２日工事の補正・積算方法」に定める。

(工事成績評価における評価)

第６条 発注者は、対象期間において通期の週休２日の達成をした場合は、工事成績評価の工程管理の項目で評価するものとする。なお、通期の週休２日の達成をすることができなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第７条 発注者は、受注者が対象期間において週休２日を確保した上で、工事完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、週休２日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第８条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、令和４年４月１日から施行する。

(適用)

２ この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

岡山市建築工事における週休 2 日工事の補正・積算方法

令和 7 年 4 月版

1. 工事費の積算方法

週休 2 日工事においては、次の補正係数により、労務費（許容価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正することとし、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、許容価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正係数

週休 2 日工事における補正係数は以下による。

- | | |
|----------------|------|
| ① 通期の週休 2 日工事 | 1.02 |
| ② 月単位の週休 2 日工事 | 1.04 |

3. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に週休 2 日工事における補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、週休 2 日工事における補正係数から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格×改修補正率

表 A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休 2 日工事		通期の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13

内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日工事		通期の週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・ 丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆 鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファン類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属 品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22